

工事請負契約等に係る入札参加停止

不正又は不誠実な行為等の再発を防止し、公共工事の受注者としてふさわしくないものを入札から排除し反省を促すため、静岡県工事請負契約等に係る入札参加停止等措置要綱第2条第1項の規定に基づき、以下のとおり、下記業者に対し、入札参加停止を行いました。（1件1社）

1 入札参加停止の内容

静岡県工事請負契約等に係る入札参加停止等措置要綱別表第2第10号（不正又は不誠実な行為）に該当する。

2 措置対象業者及び停止期間

項目	措置対象業者	停止期間
商号	株式会社ヤマエイ長島建設	1か月
代表者氏名	代表取締役 長島 吉治	
本店所在地	静岡市葵区井川 1030	

3 入札参加停止の理由

株式会社ヤマエイ長島建設の代表取締役は、平成24年4月1日から平成27年3月31日までの間、関東森林管理局大井川治山センターから受注した治山工事請負契約に関し、完成検査など便宜を図ってもらった見返りとして、同センターの元所長増田茂へ贈賄行為を行っていた事実が当該事件の公判において明らかとなった。なお、贈賄行為の公訴時効（3年）は成立しており、逮捕等を行われていない。

4 停止期間の始期及び終期

令和2年10月21日から令和2年11月20日まで

（参考） 静岡県工事請負契約等に係る入札参加停止等措置要綱別表第2第10号

措置要件	措置期間
業務に関し不正又は不誠実な行為をし、工事等の契約の相手方として不相当であると認められるとき。	1か月以上9か月以内